続和國續風土記

九

和書門
類 二九三六八 號
函 一二一 架
冊 二八

内閣文庫
和書
類 二九三六八 號
冊 二八 架
函 一七六

内閣文庫
番號 和 29368
冊數 28 (9)
函號 176 46

国立公文書館
National Archives of Japan

内一一〇四二號

柳木文庫

筑前國續風土記巻之九

東京都立日比谷図書館

貝原

湯川村　一村　安野　屋形原　石橋村

北本町　八並長者宅跡　勝山

東小田村　玉嶽大頭神　松延塚　長者町

未詳屋　金塔山　千頭塚　保松　野町

栗田村　栗田八幡宮　貝殼山　松尾

老松大頭神　三筒山　玉屋権現洞　門屋峯

秋月谷口　法長村　於保原　年貢米往

橋本村　耳山村　千々村　長谷山村

婦美石　秋月　上秋月　切減山　白川

行持村　吉所山　八町口

筑前國續風土記巻之九

東郡

日本紀ニ考ルニ仲哀天皇九年春二月　車駕幸筑紫
神功皇后摩慢灌頂ヲ則チ率テ群臣熊襲ヲ撃
て出まします　左右ニ問て曰熊襲ヲ何ノ為ニ我心ヲ安ンス
ルニ答ヘて曰此国ハ金銀ヲ以テ財ト為ス　此邦の名ヲ号ケて宝ト
宝ヲ以て財ト書ルなり此ハ南ハ熊襲に接し東南ハ
海ニ隔て東小倉に属て海を西北ニ
海ニ臨て山川ハ平ニして利ヲ地ニ肥沃ナリて
五穀ヲ順和ス若ハ我ヲ撃ハ必ス
東ヲ以て西ヲ取ル者ハ不ル能ハ

福岡領十四村

東小田村　曽根田村　二タ俣村　松延村
長者町村　日ニ俣村（あり）　二子田村
底上村　其原村　細目村　石橋村
吹田村　高橋村　篠崎村　二村町

秋月領二十九村

千代丸村　馬田村　下浦村　上浦村
草水村　畑俣村　与田村　牛原村
久光村　上与傳村　下与傳村　栗田村
信井村　二箇山村（あり　菜ノ曲）　中牟田村
松尾村　松原村　其小村　大隈村

善福寺村　浜江村　千手村　長谷山村　下岡村
保長村　上秋月　下秋月　野多村　河内村

朝日村　日照寺迹　十三隅

村中ニ朝日山日照寺と云寺跡有り其時八幡宮傳教大師竈門山ゟ勧請ゟ七佛の一ニ今八寺も有く中ゟも失ひ秋月村ゟ乾の方ゟ十三隅ゟ南ゟ有り迹有ハ東西ハ十三町ゟ三ツ有り東西の十三隅ゟ二村ゟ三ツ有ハ東西の十三隅ゟ二村ゟ三ツ有ハ東西の十三隅ゟ二村ゟ三ツ有ハ

隈に八軒に十三塚凡十一所なり文化中に建し所の石碑に八右の仮
名にて十三塚の仮に想像の図を化せり

二村

此村始八なるべしと寛文初年に三ツ石原に十三塚
なるべしと雖て町と云て石原の名と成初八十三塚と称
し後に二村に移り初町の南側に家敷を構へ小例寺門
墓所を構へり二村合て一塚に千仏塔村名に合て合葬塚 対

安野

東山田に隠密倩三村乃七枝原と唱る地を方一里
乃内に分散せり東に東山田村の枝邑乃猪熊と比称す
田島に平安と

百姓 右猪熊かみ[illegible]ちに隠安野に印[illegible]のまん[illegible]
右大宰師大伴卿贈大弐丹比縣守卿遷任民部卿
命しかみ[illegible]とかもせ[illegible]ものと酒と作[illegible]と云

石原

百姓原 下石原と石原と石原村乃支村八[illegible]
四三隠の間に石原原[illegible]と称し大谷と称し大塚乃[illegible]と
称の墓と云 石原と云八昔富豪の人の居[illegible]所なり
此名[illegible]

石穂村

中宇田村の枝村 中宇田村八秋月領に属し石穂村
猪熊に属し村中に大神の社[illegible]社の神[illegible]と石穂
に領て幸に[illegible]と云[illegible]て氏屋の後[illegible]

小子に塩ヤ坂ヤ村の名と石蕗と云ふ毎年少しの町ヤ
出来る新川町と云

耳床町

四十ヤて民家多き中にあらず町数十六所民
戸の数五百五拾人数二千三百七十七人馬牛百七十疋
ヤ延宝四年ヤ
ヤて毎月九度市立て商売
二ヤ
ヤて居る　ヤて六ヶ所の人の参詣するの所なれば通ヤ繁昌
して商人多く集り交易して各々利を得る中にはかて福
器ヤ多く出来多く打鉄あるとの事なれば鍛冶
茶の問屋ハ海味多くハ皆ヤ元ヤ来ヤ耳床の人

馬の往来常ヤ多く海道の外は皆のぬくんるの往来
多きのみなり云り耳床ハ播磨ヤ坂ヤ中ヤ出ヤ
一安長寺ハ耳床町ヤ有り海岸耳床山号十間山
国指定ヤ出ヤ元亀年間ヤ建立ヤて今ハ新天寺の末
寺ヤ寺内ヤ地蔵堂ヤ稚月稚ヤ秀吉ヤ指し橋渡
云名物の碾茶茶ハ中ヤ肥前の平戸の松浦氏愛玩ヤ
ヤる武州松浦氏領国ヤて戦国ヤ分ヤ世ハ茶人ヤ
用ヤて稚月稚実ヤ代金百枚ヤ賜ハ云稚実ヤ
数ヒけるヤ秘ヤ伝ヤ全ヤ
七十枚ハ乱世の時上方ヤ遠けれ鍛冶ヤ鍛ヤ
ヤ求めけるヤ

[illegible]
[illegible]人社員の士三人をもて[illegible]七年校の人員を[illegible]
[illegible]合百校地租米の[illegible]をもて人員を補足して[illegible]蒲氏を
[illegible]して平戸の士族[illegible]校業の業人と[illegible]
[illegible]列をもて人員の[illegible]と[illegible]

一柳原三位大納言の墓[illegible]
柳原大納言[illegible]人は[illegible]
中川淺吉の監吏[illegible]又人[illegible]中と[illegible]大納言
[illegible]監吏の人心を[illegible]と[illegible]
仁[illegible]者を墓と[illegible]里人
[illegible]者[illegible]

但社丸衆心の人[illegible]旦[illegible]吉[illegible]
[illegible]の人を[illegible]
[illegible]者の[illegible]
[illegible]

砥上神社

砥上村より北[illegible]中屋の[illegible]中屋[illegible]
[illegible]三所中間[illegible]切宮[illegible]東間[illegible]大[illegible]西の間
八幡大神[illegible]作社[illegible]村の中[illegible]南[illegible]社[illegible]の者の云
[illegible]神切宮[illegible]所社[illegible]
[illegible]中[illegible]
[illegible]

心ゝ加所を除なるまつりとして法世ゝ[illegible]社四宮居と後ひ
[illegible]りたるゝ人古ハ大往[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

年十二月ニ六年中元ヒとゝ[illegible]

山浪村

四ツ屋の東南ハ山浪村ニ山ヲ隔ル西ハ[illegible]ヲ山ヲ[illegible]ハ[illegible]
の属ス　山ハ[illegible]の地ニ[illegible]ハ[illegible]ハ山浪
[illegible]の往ス石の義[illegible]ハ[illegible]山[illegible]ハ[illegible]
二月十四日ニ[illegible]ハ[illegible]ハ山[illegible]ハ[illegible]ハ
山の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ山浪村ハ[illegible]
浪山ハ[illegible]ハ[illegible]ハ山浪村ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

東山田村

[illegible]村ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

方二ツ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
山浪山ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]村ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]大明神

[illegible]田村の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

松延村

松延村ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

長者町　馬場ゝあるゝ
山町ハ　北ゝ入金ゝ後ゝ三ゝ村の下ハ並木者ゝ
ゝもの高ゝ如ゝ長町ゝ号ハ北者毛の半ハ茅ゝ花ゝ特
（二里　博多ハ六里ゝ
未詳
畑村東山三ゝ三村の傍ゝ北山百ゝ横長ゝ小百ゝ
ゝ六十ゝ
金屋水
南村内大塚の傍ゝ昔ゝ住例如名水ゝ今ハ干水
道ゝ始て水ゝ出南西村大塚の傍如小ゝ山の上ゝ屋上村
民ゝと大塚の虎ゝ墓ゝ云ハ地ゝ流ゝ墓ゝ人ゝ殺者ゝ
の傍ゝ多ゝ高延寺ゝ住ゝ人ゝ伯隆出世長新小原村ゝ
寺ゝ墓ゝ墓ゝ古墓ゝ昔ゝ人ゝ者ゝ人ゝ大塚の虎ゝ墓ゝ云
妻ゝ長ゝ如ゝ但人ゝ居ゝ所ゝ所ゝ
千間海
法山村の下ゝ上寺傍ゝ千人塚ゝ少西ゝ海ゝ
上ゝ下ゝ所ゝ出ゝ宮間ゝ人ゝ者ゝ
保松
上寺傍村の下の屋敷ゝ保松ゝ松一村ゝ久光村
境内ゝ里俗ゝ長ゝ所ゝ東合美大居の保松ゝ云ゝ寄ゝ
傍ゝ家ゝ松の上ゝ羽ゝ枝ゝ傍ゝ上寺傍ゝ云ゝ
ゝ名ゝ附今ゝ

野町

此町ハ祇園町より西の方藤屋の橋より西の方馬次の家迄祇園
より二里ヲ町より西の方松ヶ崎の橋の袂迄ヲ一里六町を
ヲ藤屋より北ハ大道迄祇園町の内ハ
あるとて三ヶ所ハ此町ハ昔ハ町てなかりしと
栗田長兵衛ハ不ヒとる所ヲ世ハ宮ヶ崎ヲ
初て町と云ふ伝井村の枝村なり

栗田村

栗田村ハ名称ハ高ル桜馬場の御の名ハ姫ハ嶽山久光
南ハ栗田の里村一邑みて新て栗田と云ふ 長政公
後栗田久光二村分る 半兵衛の時栗田の内より分る

栗田ハ八幡宮

栗田村より分る和の神ハ元亨元年大神中幡大神宮
神功皇后 神功皇后ハ熊襲を討ん為ハ此所ハ
ヲ一ヶ所ヲ地ヲ此所ハ此所ヲ行ヲ行ヲ社の伝ハ
村上天皇 天徳元年 有右左衛 右京亮平朝臣
建立ヲ仕ル 其左ハ二ヶ所 横山左馬之助 ヲ
ヲ世ヲ社 栗田町 寺ヲ九日ヲ ヲ
より神幸ヲ今行ヲ行ヲ ヲ社ヲ十町計南ヲ
ヲ社の宮ヲ 摘の右ヲ ヲ 山ヲ岩戸あり

神功皇后と祠堂とあり古い昔今は小祠あり是を上宮と云

貝殼山

栗田村上宮の東北の方に貝殼山と云山頂一丈四方石あり
里人の伝に此石は神功皇后の御足の跡とて今に足の跡
山と云

松尾

栗田村上宮の小十町半に松尾と云不毛の高く丘あり昔此
空伝説なし然ると社人云て称して稽古の為松浦云
遥々来る栗田は則神功皇后の御地也此地は月和尚
松浦の為に移り来りしと也此地にて方の主亀門山
城の伝ありし亀門山の西の麓にて松尾と云

光松大明神

栗田村の枝邑寺内村に九月朱九日より栗田天正宮
十月中旬社月祭礼あり亀門天満宮と称し岩屋の
神体岩屋の大小形ちは焼ちと焼こる岩屋の言伝
伝遠世上人て言ふ所の所の敵と追敵けまい敵と昔
栗府と門遠く御子の敵の為と思ふ故
天満宮に社人ホ文く文人主宰と云て主宰と
栗府と社内に住みて社月祭礼法度
社中に多人なりしかの栗府
と申けるに松長風丹後社に大嫁して此一所に屋敷を社
人今南坊大と称と社月祭礼十代と悪霊にて年月

[illegible]
少々とかく若一坊と刑部とまとりかくて　天狗の宮と忘
くは不動と社と三宮府天狗の社師と移し社へと招き
[illegible]寺家と云　西石の[illegible]と則法住寺と云天正
十九年小早川隆景宮府の法住寺三ヶ所[illegible]
[illegible]と宮府と移ったり十四年の頃は不俗
法住寺の[illegible]帰社の後不[illegible]
[illegible]
竹は不[illegible]
[illegible]
[illegible]

山村と雑谷との境に死に帰すと云ふ所あり
やまひて病をなし府史を遣し霊験を祈
山水と云ふ孕婦あり此山に入て
さけ水と云ふ又入て右の所
三箇山の西南に長き山あり利賀郡三箇郷と
この東北の山と山の西北にあたる山を町の方をこ
長尾郡北金屋の境なり神明宮所の西をなしてあり
北はそうけと云ふ其東南にあたる山の峯を
おさめて谷いきりのはしとかの口を云ふ
山のうへをこの又栗田村と東山の山のたとへ
の方にありて牧の間と云ふ

河原尾峯

久米村の間にあり其東北に牧の谷と云ふ
の山大石高山より四方の河原尾峯
河原尾の東と云ふ
狸の棲て云ふ我人の生牡を傷
庫山と云ふ
光し栗田の枝邑なり
人の間にて牡なる人をさためて
煙と雑あることなる所に
あて金子里人と云ふ
大なる平栗田の氏

牡鹿
牡鹿
牡鹿

[illegible]村に住める男十二歳の女子性質優しく南[illegible]平[illegible]
[illegible]の猟師なりしが[illegible]狐狸の化[illegible]
[illegible]人[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible][illegible][illegible]
[illegible]知性[illegible]女[illegible]人[illegible]
[illegible]射殺[illegible]
里人の父性[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]社は南方[illegible]五町西にあり春日大明神
合祭[illegible]る三所神社[illegible]
天皇の九年九月産土神[illegible]
那福と集め兵甲を[illegible]
必神の心をなして大三輪の社を建て[illegible]
しかは軍元自[illegible]
中沈と飛[illegible]
[illegible]て軍士を整[illegible]
[illegible]
神と云はゝ[illegible]
おけの社の[illegible]九月[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

の宅地なり是別宅なり社月の種法数天の知る所なり
なり白川村なり其水の枝村なり水小一
里上なり社月なり一里余なり山なり橋(ハシ)なり
と花の里江戸の枝郷なり御貝なり計なり

長谷山村

青山村の白山の山なり観音堂なり大和の長谷なり
長谷山なり号なり伊勢六区なり観音の観音なり
十六年社月種実社月の村なり日蓮なり詩なり
の係なり禁(祭)なり民芳の事なり慕なり新なり
の係なり山上なり観音堂なり山なり長谷なり
なり観音堂なり山村なり観音堂なり

大石の小なり観音山なり小なり此村なり薬なり
なり小なり姫なり天和二年なり白山なり山中
毛茸なり者なり観音堂なり

姫(メウト)美石

社月なり小村なり名なり川なり大石なり
なり民なり青月なり長谷山村なり
石なり大石なり此なり露川村なり
金なり那麻なり姫美石なり
云麻なり典籍なり注湯なり大石なり

社月

はるかに昔大和の住人秩父氏の居邑に居住し秩父氏と
号すなわち秩父氏の祖帝十代の末孫阿波の国住人
高倉宮の令旨を受け平家追討の為に
源頼朝公と共に大活躍をされ大功を立てられ
その子孫大隅守氏と号し代々武勇の誉
世間に名を行渡す 天文明応の頃
大隅守氏に和田氏と称する者出て
秩父と号し後に藤原姓を名乗り
代々名人今の邑名の元祖なり 昔秩父の元地
藤原氏 又西国に云う 梅林寺に秩父氏世々此所に
住せる又秩父の内に能登守と言う者あり 秩父氏の住所
なりや如何 吉山寺に秩父氏代々の墓あり 天正の比

極悪の時に当て豊臣秀吉公上洛の節関東に攻寄せ
業平の企故 田村宗弘北条氏に属し
秀吉公命令と 代代の内極悪の時一旦秀吉
に敵対せしに 秀吉公怒り 北条氏滅亡
降参 かくて藤原と 平家の落人
なる故 秩父は田舎と 小田川流域
なる故 秩父極悪とは田舎の内 本邑と 戦場
移さるかと 思はれ 農民の 拠り所
は田舎 星田長政 活躍 入国 主後 秩父氏 居宅の址
西宅 長政の叔父 星田 西宅 書物と 夢見 人の邑
の 長政 書地 元和九年 長政 死去 命
なり 秩父郡 郡 郡

長政公の次ぎ高木長興より伝来の甲冑安倍宗
[illegible]元年は[illegible]屋敷と言ふ所の名なり 山村 之名長
やうやく二百戸集り民屋多くは
[illegible]ありて又廣き
[illegible]山林多くして薪炭の便よく我が国一かなり
旦宮の土産多きもの 岡牛 角一之海味い特なる茶の義
[illegible]の柳川より西谷迄 山路 [illegible]
[illegible]川に只宮方迄 山路 の嶮岨にして
あるうち [illegible] 旦宮 [illegible] 山形 口方 小八町口
西七谷山口南い湯の浦口東い [illegible] 背の小る山
[illegible]七谷山村の南の山之山の廻り十二町 山元 秋
月[illegible]山の外[illegible]の方谷より移る 社月村
の里方[illegible]あるも[illegible]の初秋の
社月土産 山岡川より [illegible]
木佐木 [illegible] 大栗 [illegible] 椎実 楊枝
茶 [illegible] 黄楊木 [illegible] 蕎麦 [illegible]
葛粉 [illegible] 獨活 [illegible] 蕨 [illegible]
羊齧 [illegible] 蒟蒻 [illegible] 本天葵
牛蒡 [illegible] 舞茸 [illegible] 松茸 [illegible]
[illegible] 小鮎 [illegible] 鰻 [illegible]
鰊 [illegible] 鮫 [illegible]
志寺 [illegible] 社月村 [illegible]
[illegible]保[illegible]年の [illegible] 長政公の [illegible]

伽藍を建て長興山寺と号し江月和尚を
住持の江月宗玄を請ず長政公の帰号と長興寺志道と称
せり其の夫人長興寺と名付けられしと云り江月家
と長政建立なりと云ふ江月宗玄山と云
寺中石の碑を南洲寺と云る長興院は寺の号
則墓所位牌なり
大徳寺 浄土宗 法華宗 祐月山と号し院と号す祐月邑寺は南
八幡伽藍寺にて今の大徳寺の門の内にあり寛永九年
丹光寺と改め今の地に移す長興寺毎に大徳院
の位牌と共に安置す長興寺毎に大徳寺
内の祖墓位牌なり三十九の石仏南洲寺に
無院 天台宗 金宝山建寺と号す先祖軍の位牌を安
置す邑君月毎に祈願を致す
と云ふ
湯の浦口 祐月士宅の南にあり上祐月の方に行き黄昏
温泉あり名石にて仏像にて今は温泉なり又仏像
云ふ上祐月八幡宮の辺にて湯浦口と黄祐月氏
の門脇郭の門の脇なり
荒平山祐月邑の境内村の西にあり下ノ口中ノ口山
なり宅の址なり陣場なり脇に祐月氏郎人の
墓脇なり但祐月氏の墓塔の形にして敬人
と云ふ南なり平なり
天正十九年伊達政宗の時天正十九

三月六日に城下二日町を焼き
大龍寺址秋月邑の谷中にあり
留井村永昌寺の中二世春福和尚と秋月氏世々石塔墓
地なりや今八寺院なく唯墓のみ存せり
右は秋月斑種居士と号す
又城山に秋月氏の墓あり此所も大龍寺の内
なり陸奥の石塔ノ如し東市町より石碑あり上ノ山と大龍寺の
山とを書聲寺と云宗像氏山南福院と号す志賀寺の
長門石師の祖なり肥中に行き病死すれば石碑
を建て死一年を経て長屋より来り歌を残す
と云又秋月種実の家臣利内兵部丞と者あり

武功夜話に天正十六年の云秀吉九州征伐に下り
筑前に秋月種実に二の城の清水方に陣し城の用
意をなせり秋月種実の使を上ると軍勢向
歌の作と人々に内兵部と云者あり安藤忠
度作にて秀吉に行達刈作に向て秋月種実の
中なる清水城正と云城に秀吉文を内兵部に対
面して秋月に清水城二の城を攻落す
の志と聞 吉男市郎左衛門尉の使に左衛門尉和泉守
国と元行に使を遣て秋月に申しの作なく
此城と云ひ城を攻落す内兵部を召出
且秀吉の軍勢を入る事なり秋月大軍のいかめしき事と云

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中道寺又は日枝殿の前にて積善寺但満寺と云
[illegible]
赤地の内より出て一人法師となり
[illegible]
里は井の赤地の名は土民共より
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

切幾山

上林月村の内谷と云 林村より西の方谷と山

鴻の巣 東南の方さうの谷山にて三千二百九十五間 西北
[illegible]
生業[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

江川

林月の川上流山の麓 林より谷中より七村より下 江川尾板井石
大江川 [illegible] 雖[illegible] 雖[illegible] 是江川より下 上の
[illegible]
[illegible]
小大原の奥と谷中の七村 [illegible]

けまて見よとくいちく鞍馬郡大原郷ハ次ノ郡打郡の
内ノ山上郡郡の宝珠山佐田山佐伯山郡の平等寺郡
郡の三箇山粉屋郡井原谷郡七郡井原山ハ谷又ハ
谷ハ河川の宇土庄多し 祇園郡ハ郡ノ下原ハ祇園の
中ハ院ハ花ノ谷ハ郡ノ郡ハ宇土庄の村中ハ宇土と云
大井宇の土産多ふ多 祇園の土産多ふ 山城の国
ハ谷中樹田郡ハ郡ノ郡ハ 七村ハ田畑ハ石七十七
ハ宇土庄ハ多くして糧ハ蕨ハ切ハ蕨ハ切ハ 祇園ハ
山林の利多ふ 人数男女七百口計 上祇園ハ宇
内ノ他里ハ 宇土庄ハ山林の利ハ一切ハ 河内
二方ハ郡ハ 人数河内ハ 宇土庄

原の里ハ人数ハ 凡宇土庄ハ 温泉百の民用自中ハ
ハ山林の利多くして 仇 宇土庄の
民の年貢ハ 人数男女 凡 宇土庄ハ 人数

荷持村

祇園の東 古木山の麓ハ 日向 祇園の 祇園
村ハ 明 慈 ハ 山木の事 ハ 宇土庄
ハ 今ハ 村ハ 祇園氏の 宇土庄
 村ハ 村ハ 民ハ 少 荷持
 村ハ 荷持村ハ 荷持村
祇園の東の山と 荷持村

古木石山稚児の社伝の位牌なり

古所山

荷持村の上なる山を秩父の長なる山と云山
を秩父の上なる山と云てなり又石山
石製岳と号る山を石山稚児の社を荷持村の南上
なる所なる元は山を出しふ乃二宮なり荷持村を西と谷川
なる道と出るとハ三宮さる谷少し多く張紙を
荷持村を石山の往を西て二十八町なり又小の方を回り出る
乃なる道なりかまして歩と嘉一里と云一里余
なるを一又秩父 府君の伝なる西を長山を出る道なり
山の尾と出る 武甲山と帝尾と云 飯の西上と上三成

計なる者の屋址なる秩父氏の城址ハ稚児の社なると西の方
一里計なる城の後なる高岩なる三なる 嬬殿 多く住り元る
山なかなるなり四面も石なる 蔵木の間ハ 城
なるかなる 三山なるかなかなるなる 嘉永中記事なる
山道 往古人の往と云て みなと 湖水なる 能なるなる
流れ出ける家なる 花城の社の下一町計なる出家なる屋
みて大暑も 関古人 里人の伝なる一四 新なる多人と
なる出なる城なる 用水 古木山西の方 十町余下小伝説
址 一山上石山社の後 数 の石 出見 岩なる 三 木 寺 屋
小て 形 容 三 一 山谷の 水 一 出 の 例 なる 四 水 水
なる 常 水 面 なる 異 月 なる 一 日 長 なる 長 なる 長 なる 正 し 年 な

[illegible]の傍に有る泉なるを山吹堂と称す眼鼻[illegible]
[illegible]一丈の間にある佐渡と[illegible]
[illegible]御井の間[illegible]
[illegible]
[illegible]

坂と城尽り畑そる仮屋(移し大道之秋月か千手町まで
二里十丁町千手町より大浜(一里ヨリ又秋月か仮屋(至
はりうす城下

第九 坂

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan